

北海道勇払郡むかわ町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

【議会基本条例】制定

議会では、地方分権の時代を迎え自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、町民から付託を受け選ばれた議員によって構成される町議会は、地方の民主主義の発展と町民の福祉の向上への果たす役割が益々大きくなってきており、議会の持てる機能を十分に駆使し、自由闊達な討議を通じて、論点・争点を町民へ公開するという開かれた議会、議会活動を支える体制等議会運営のルールを定め、実践により町民に信頼される議会づくりを目指し、先進地視察、条例案の検討、パブリックコメント等を経て「議会基本条例」を制定した。

条例では、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会で検討し、条例、規則等の改正が必要と認められた場合は、条例の改正を含めて適切な措置を講じ、進化させることを規定している。

【意見書提出権】の活用

意見書の提出要望については、郵送及び持参を問わず、内容等を所管の常任委員会で委員の自由な討議を経て、提出が適切との結論を得たときは慣例によって、委員長である議員が提出者となり、構成委員が賛成議員となって提案を行っている。

【外部の専門的知見】の活用

常任委員会での所管事務調査等において、専門的知見を参考とすべきとの協議が調ったときには、研究者及び業務として携わっている識者等を招き、研修を積極的に行っている。場合によっては議員全員の共通情報、知識とすべきとの判断が出たときは、全議員を対象として研修会等を開催している。

【議案の説明会】

各定例会の町長提出予定の議案について、施行部の協力を得て事前協議とならないよう注意を払い議案説明会を実施し、議案の内容について議員全員の情報の共有を図り、一般質問及び質疑の活発化に努めている。

2 住民に開かれた議会

【むかわ町議会議員政治倫理要綱】の制定

議会では、平成19年の設置した「むかわ町議会改革特別委員会」の討議を基に、議会改革として出来る事から進めていくという方針を確認し、平成22年3月に良心に従い誠実かつ公平にその職務を行う事を促し、もって公正で町民に信頼される民主的な町政の発展に寄与する事を目的に、議員の政治倫理に関する規律の基本を定める「むかわ町議会議員政治倫理要綱」を制定した。

【議会報告会開催要領】の制定及び実施

町民から出された提言・要望については、議会運営委員会で整理し、町長部局に関わるものについては、町長部局へ議長名で伝達している。

開催当初は、当初予算の審議状況、一般質問及び答弁の概要説明が主であったが、平成26年からは、その年のテーマを検討し議会報告会を実施している

。平成26年は町長が交代し、公約の大きな柱に「子育て支援」を掲げたことから、子育て中の父母の皆さんを対象として、地域へ出向き、まさに子育て真っ最中のお父さんお母さん達と直接対話し、困り事、支援要望事項、意見等をいただき議会での審議、政策提言等に活用した。

平成27年は、合併し10年となることから、町内の産業の実態と課題等について、農林水産商工団体の青年部（層）を対象に、各団体へ出向き意見交換を行い、これから各経済団体を担う青年から現状、抱負、課題、意見等をいただき議会審議・政策提言等に活用した。

平成28年は、選挙権が18歳以上に引き下げられたことを受け、地元高校へ出向き高校生（3年生）と懇談会を行った。高校生の議会に対する興味、議員に対する感想、要望事項などを直接対話し、出された要望・意見等については今後の高校振興対策に活用を図る予定。

議会報告会という名称では「報告」というイメージが強く、名称変更が課題となっている。

開催実績は平成23年：2地区、24年：2地区、25年：2地区、26年：3地区、27年4地区（4団体）、28年：1高校、2地区。

【むかわ町出前議会実施要領】の制定及び実施

平成23年に、むかわ町出前議会（町民と議会の意見交換）実施要領を定め、多様な意見を聴取し、合議機関としての役割を適切に果たし、町政の発展に貢献していくためには、積極的な町民参加求める必要があることから、町民と議会の意見交換を実施し政策提言等に資することを目的に出前議会を開催することとした。概ね5人以上の住民団体（任意団体も可）からの申請を受け、団体が提示するテーマに対して、議員を派遣し意見交換を実施している。

開催実績は平成23年：2件、24年：1件、25年3件、26年1件、28年1件。

【日曜議会】の実施

旧鶴川町で、3月定例会の初日（一般質問）にサンデー議会を実施していたのを受け、合併後も継承することとし、3月定例会の初日は日曜日に開催し町民が議会に足を運び傍聴できる機会を増やすよう努めている。日曜日であることから平日と比較すると傍聴者は多い状況である。

原則、委員会、全員協議会は公開をしている。

【議会の日程・一般質問内容の町民への事前周知】

議会の日程等については、鶴川地区では新聞折り込みによって、概ね1週間前に周知を行っている。穂別地区では各家庭に設置されている情報端末装置によって、1週間前から音声に及び文字による周知（朝夕各1回）を実施している。

【議会中継・議会のホームページ】

定例会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会は、インターネットを利用しライブ中継を町内3カ所（道の駅ロビー、支所ロビー、診療所待合ロビー）で実施している。

また、議会のホームページを開設し議会会議録、意見書審議結果、議会だより、議会中継録画、議長交際費の公開等町民への情報公開に努めている。

【議会広報紙】の作成

議会広報紙は、議会広報委員会で定例会後の翌々月1日に発行している。編集に際しては、一般質問の質疑応答は、質問者が責任を持ち原稿の作成を行っている。

他の内容については、委員会で担当委員を決め「議員自ら作る議会だより」とし、町民に分かりやすく伝えられるよう広報紙の充実に努めている。全道、全国の広報研修会に積極定期に参加し紙面の工夫、充実に努めている。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

【自然災害への議会の取組】

自然災害時に議会としての防災活動についての規定が必要との議員からの提言を受け、協議を行い議会基本条例の条項に、甚大な災害の発生が予想されるとき及び災害が発生したとき、議会（議員）が組織的に活動し町民の防災減災のため、町長その他の防災組織と連携、協力し防災活動に取り組む規定を制定している。議会防災活動については別に「むかわ町議会災害対策支援本部設置要綱」を制定し委任をしている。さらに議員の具体的な行動については「むかわ町議会災害時行動の手引き」を作成している。

執行部による防災訓練への参加、視察などを積極的に行い地域の状況を把握し、防災減災活動に取り組むよう活動を行っている。